

## 令和8(2026)年度栃木県・市町DXサポート業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和8(2026)年度栃木県・市町DXサポート業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

令和8(2026)年度栃木県・市町DXサポート業務

### 2 業務の目的

国では「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」（R2.12.25 総務省）において自治体におけるDX推進の意義が明記され、地方創生2.0基本構想（R7.6.13閣議決定）では、AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装を基本姿勢とされるなど、AI・デジタルなどの新技術を活用した地域課題の解決が求められている。

このような中、甲は、令和6(2024)年4月に「栃木県デジタル社会形成推進条例」を施行しデジタル社会の形成に向け、各種デジタルを活用した地域課題の解決に向けて様々な施策を行っている。

については、県内各地域においてデジタル活用による課題解決を促進するため、DX推進への幅広い知見やノウハウを持つ専門事業者の協力を得て、甲及び県内各市町（以下「各市町」という。）のDX推進を支援することを本業務の目的とする。

### 3 委託期間・履行期限

契約締結日から令和9(2027)年3月31日(水)まで

ただし、本業務の履行期限は令和9(2027)年3月19日(金)までとする。

### 4 業務内容

乙は、以下の(1)～(5)の業務を実施すること。

なお、以下は必須とする委託項目であるが、本業務を推進するに当たり、委託料限度額の範囲内で新たな提案を行うことを妨げない。

#### (1)推進体制の構築・維持

- ・乙は、委託業務の遂行にあたり、地域DXや自治体事務に関する知見を有する者を中心に2名以上の推進体制を構築し、甲と緊密な連絡調整を図ること。  
また、推進体制ではプロジェクト管理者及びアドバイザーを配置すること。なお、プロジェクト管理者がアドバイザーを兼務することを妨げない。
- ・プロジェクト管理者とは、委託業務全体のプロジェクトが円滑に実施できるように全体マネジメントを行う者を指す。
- ・アドバイザーとは、地域DXや自治体事務に関する知見を有する、甲及び各市町への相談対応や伴走支援等を実施する者を指す。アドバイザーは、甲との定例会に原則毎回参加すること。
- ・事業者選定におけるプレゼンテーションは、アドバイザーとなる予定の者が実施すること。
- ・乙は、委託業務受託後は提案に沿って推進体制を構築し、委託期間終了まで一貫して維持する

## [別紙1]

こと。

なお、傷病等によりやむを得ずプロジェクト管理者、アドバイザー又はその他の要員が交代する際は、後任についてあらかじめ甲の承認を受けること。

- ・乙は、甲が進捗を確認し、円滑に業務を遂行するため、月1回程度甲との定例会を実施すること。

なお、定例会を効率よく進行するため、定例会に使用する資料は、原則として定例会を実施する前開庁日の正午までに甲へ送付すること。

### (2)県の課題解決のためのデジタル活用に係る相談対応等

- ・乙は、DX施策の推進に当たり、幅広い分野の知見やノウハウを活かして、課題整理や助言等の相談対応、甲が依頼する事項の調査及び調査結果の報告（以下「相談対応等」という。）を合わせて260時間以上（以下「相談時間数」という。）行うこと。

なお、1日当たりの相談対応等に要する時間は、案件に応じ甲と乙が協議の上決定する。また、相談対応等に係る「実績報告書」（様式任意）を案件ごとに作成すること。

#### 【相談対応等の例】

- ・栃木県庁各課が検討している課題と課題解決方法の整理
- ・実現可能性の判断や効率的に事業構築に必要な情報提供、有効な手法の提示
- ・実行の具体化に向けた各種助言

#### 【補足事項】

- ・相談対応等の実施に当たっては、隨時、甲が庁内の希望を確認し、甲と乙の協議により実施を決定する。
- ・相談対応等は原則対面で行うものとする。ただし、甲が認める場合は、Web会議による実施も可能とする。
- ・履行期限までに相談時間数が260時間に満たない場合は、乙が相談対応等に要した時間を260時間で除した数に、契約時に乙が提出する見積書における4(2)に係る経費を乗じることで契約額を減額する。

### (3)各市町へのアドバイザー派遣及び伴走支援

・乙は、A及びBに掲げる各市町に対し各市町の課題等を正確に把握するため、初回にヒアリングを実施するほか、ヒアリング内容・結果を甲に報告するものとする。

なお、ヒアリングは各市町訪問による実施を原則とするが、2回目以降の支援の実施方法は、乙と各市町が協議の上、決定するものとする。

・支援内容については、次のイ～オに基づき、各市町の状況、課題やニーズを踏まえ、甲乙各市町が協議の上決定するものとし、各市町がDXを推進するための助言等（課題の解決に資するものか、住民目線となったものか等を踏まえた助言等）の支援を行うものとする。ただし、課題の整理が不十分と判断される市町に対しては、これを明確化するための支援を先に行うことを原則とする。

・乙は、当該業務を通じ、各市町がDX推進の取組を自走できるよう支援する。

なお、支援に当たっては、各市町の規模や実情を鑑みて実施するものとする。

・乙は、上記のほか、DX推進に向け、A及びBに掲げる対象市町から本業務に係る追加の活用希

## [別紙1]

- 望があった場合には、支援内容等について甲乙及び対象市町が協議の上対応するものとする。
- 乙は、支援を希望する市町に対して、合計で380時間以上の支援を実施するものとする（初回ヒアリング及び4(4)で実施する対面・Web会議を含む。）

なお、各支援に向け、資料作成等の準備に要した時間については、上記支援時間には含めないものとする。

### 【補足事項】

- 各市町が要望する支援内容については、別添「支援要望一覧」にて詳細を確認すること。
- 履行期限までに支援時間数が380時間に満たない場合は、乙が相談対応等に要した時間を380時間で除した数に、契約時に乙が提出する見積書における4(3)に係る経費を乗じることで契約額を減額する。

#### ア 対象市町

##### A 本業務の活用希望があつた市町

宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、芳賀町、野木町、高根沢町、那須町

##### B 本業務の追加活用が見込まれる市町

足利市、日光市、矢板市、那須塩原市、市貝町、壬生町、塩谷町、那珂川町

#### イ 課題の現状分析、明確化に係る助言

- 各市町に対し、DX推進に係る現状や課題、業務内容等についてヒアリングを行うこと。  
ヒアリングの内容等の詳細については、甲と協議の上決定すること。  
ヒアリングは必要に応じて市町の事業課へも実施し、課題の整理・解決策の検討について助言を行うこと。事業課から聞き取った課題のうち、甲が別途実施する栃木県DX推進プラットフォーム運営事業において募集する地域課題と認められるものについて情報共有を行うなど、甲からの指示に基づき業務間の連携を図ること。
- 市町が行う現状分析、実務の課題整理や明確化に際し、助言を行うこと。

#### ウ DX推進体制構築に係る助言

- 市町が検討するDX推進のための体制構築について、目的達成に向けた効果的な体制や手法等について助言を行うこと。
- 市町が検討するDX推進のための計画策定や改定について、国の方針等も考慮した助言を行うこと。
- 先進的な事例も踏まえ、市町の重点的な取組分野の検討に資する助言を行うこと。

#### エ DXを推進するための市町の各種取組に係る助言

- 業務効率化に向け、各種ICTツール（RPA、AI（生成AI含む）、ノーコードツール等）が効果的に作用する行政分野での運用方法、ガイドラインや業務フロー作成等について、助言を行うこと。
- 住民手続のオンライン化に向け、対象業務の選定や利用率向上等に資する助言を行うこと。

## [別紙1]

- ・B P R推進に向け、効果的な行政分野や手法、実施効果の計測方法（可視化）等について、助言を行うこと。
- ・効果的・効率的な情報発信のためのデジタル活用（S N S等）について、助言を行うこと。
- ・D Xの推進に向けた三層分離に係るネットワーク構築や構成、これに付随する情報セキュリティの改定や実施手順書の作成の検討等について、助言を行うこと。
- ・他自治体のD X推進に係る取組やシステム等について情報収集し、市町の施策検討等に資する情報提供を行うこと。また、必要に応じて当該市町での実装等について、助言を行うこと。

### オ D Xを推進するための人材育成・活用に係る助言等

- ・市町が検討するD Xを推進する上で必要な人材の育成計画、職員の意識変革やデジタル技術の習得に係る研修等の計画について助言を行うこと。
- ・市町のD X推進に当たり、必要な外部人材のスキルの明確化、活用方法について助言を行うこと。
- ・本業務において、各市町に対する座学の研修は原則実施しないこと。必要に応じて、甲が各市町を対象として別途実施するD X研修、デジタルマーケティング研修及びE B P M研修への参加を促すこと。

### (4)各市町への随時相談の実施

- ・乙は、各市町が乙に対して随時相談及び情報共有可能な窓口を設置し、連絡体制を確立すること。
- ・乙は、各市町からのデジタル化及びD X等に係る質問・相談を受領し、回答・助言することにより支援を実施すること。質問・相談に対する回答・助言の内容は、甲と共有すること。その際利用する連絡手段は電話及びEメールを想定しているが、チャットツールの利用、Web会議の実施及びファイルストレージの活用など、甲及び各市町との連絡が円滑に行うことができる支援手法や、確立する体制の効果的な活用方法があれば提案すること。  
利用する連絡手段は、甲及び各市町があらかじめ利用している手段を除き乙が調達するものとし、甲及び各市町に新たな経費負担が生じないようにすること。チャットツールの利用等を提案する場合は、各市町のネットワーク環境を踏まえ、LGWAN接続環境においても円滑に利用可能となるよう留意すること。  
なお、甲のネットワーク環境及び各市町に対して実施したアンケート結果を踏まえた主なチャットツールの利用希望及びWeb会議の実施希望は別添「チャットツール・Web会議希望一覧」のとおり。

### (5)各市町への支援内容等の情報共有

- ・乙は、4(3)及び4(4)における各市町への支援・相談内容を随時甲及び各市町に対して情報共有すること。この際、市町のD X推進に資する情報の共有方法及び共有内容があれば提案すること。
- ・乙は、4(3)及び4(4)における各市町への支援・相談内容をまとめた資料を作成し、各市町に対して報告会を開催すること。開催方法及び開催時期については、各市町への支援状況を踏まえ、甲乙協議の上決定すること。なお、当該資料作成と報告会開催に要する時間について

## [別紙1]

では、4(3)の支援時間には含めないものとする。

### 5 留意事項

- ・本業務に係る甲の窓口は以下のとおり。

業務全般に係る総合窓口：総合政策部デジタル戦略課

4(3)及び4(4)のうち、自治体DXに係る業務窓口：経営管理部行政改革ICT推進課

4(3)及び4(4)のうち、地域社会DXに係る業務窓口：総合政策部デジタル戦略課

(参考：[総務省 地域DXポータルサイト](#))

- ・乙は、甲が各市町への支援状況を把握できるよう、各市町への助言内容等を、隨時甲に報告するものとする。
- ・乙の訪問に係る旅費やWeb会議に必要な機材に係る費用は、全て委託費用に含まれるものとする。

### 6 成果品

乙は、以下の成果品を電子データにより納入すること。

成果品の様式は任意とするが、詳細な内容は甲乙協議の上決定すること。

電子データは、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointなど、加工可能な形式で納入すること。

成果品	納入期限
月次報告書 (定例会議資料を想定)	前月分を翌月10日まで。ただし、令和9(2027)年3月分については、令和9(2027)年3月19日(金)まで。
個別会議記録 (定例会議及び報告会を除く、乙が甲又は各市町と実施した会議・打合せ記録)	個別会議・打合せ後10営業日以内
事業実施概要説明書	令和9(2027)年3月19日(金)
業務完了報告書兼実績報告書	

### 7 納入場所及び検査

- (1) 納入場所は、栃木県総合政策部デジタル戦略課とする。
- (2) 乙は、成果品を甲に納入する際、甲の検査を受け、承認を得るものとする。  
承認が得られない場合は、納品物の修正を行い、再度検査を受けること。
- (3) 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

[別紙1]

8 その他

- (1) 乙は、本業務の実施に当たり、栃木県会計規則、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。

なお、個人情報及び情報セキュリティの取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

- (2) 乙は、契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。

- (3) 乙は、本業務の実施に当たり、甲の信用を損なう行為や不名誉となるような行為をしないこと。また、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (4) 甲は、乙に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、再履行の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。

- (5) 契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、甲の承認を得た場合はこの限りでない。その場合、乙は事前に再委託範囲及び再委託先を提示し、甲の承認を得ること。

- (6) 再委託範囲は乙が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は乙の責任において解決すること。

- (7) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、原則、甲に帰属する。成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

なお、これらの手続を怠ったことにより、著作権との権利を侵害した場合は、乙は、その一切の責任を負うこと。

- (8) 本業務遂行中に乙が甲若しくは第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を書面により報告し、全て乙の責任において処理解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

- (9) 本業務の実施に際して、仕様書に定める事項及び仕様書に定められていない事項等に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と乙との協議の上決定するものとする。